地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

［三・四　略］
